

頑張るきたひろ事業者応援金

タクシー、宿泊、イベント、飲食料の製造・小売り、仕出しを行っている事業者の方へ

広島県の新型コロナウイルス感染症拡大防止集中対策に基づく外出機会の削減の影響を受け、売上高が減少した事業者に、事業活動継続のための応援金を交付します。

【令和3年3月29日受付開始】

【対象者】 ※新規創業は令和2年2月2日～令和3年2月1日の方が対象

○タクシー事業、宿泊業

○イベント等に関わる事業

(例) イベント企画・運営、会場設営、司会、印刷業、貸し館等

○酒・食品・菓子等の飲食料に関わる製造又は小売業（農業、畜産業を除く）、仕出し業

【対象要件】 裏面に記載

【給付額】 10～30万円 売上高減収分、上限30万円

【申請期間】 令和3年5月末まで

【申請方法】 ①持参（代理でも可）②郵送（5月31日必着）



お問合せ

北広島町商工観光課

TEL050-5812-8080

(〒731-1595 北広島町有田 1122 道の駅舞ロード IC千代田管理棟)

北広島町商工会事務局

TEL0826-72-2380

(〒731-1533 北広島町有田 1234-1)

応援金対象要件 チェック

次の全てに該当する方が本申請の対象となります。

- ①町内に事業所又は店舗を構えて、タクシー事業、宿泊業、イベント等に関わる事業、酒・食品・菓子等の飲食料に関わる製造・小売業（農業、畜産業を除く）、仕出し業のいずれかの事業を営んでいること
- ②令和2年12月～令和3年2月のいずれか一月の売上高が、前年同月に比べて30%以上、かつ10万円以上減少していること

はい

いいえ

③広島県又は北広島町商工会の給付金を受けていないこと（又は予定を含む）

- ・感染拡大防止協力支援金（広島市内の店舗対象）
- ・頑張る飲食店応援金（30万円）
- ・頑張る飲食店納入事業者応援金（30万円）
- ・北広島町商工会コロナ外出自粛の影響を乗り越える事業者応援事業給付金

「北広島町商工会コロナ外出自粛の影響を乗り越える事業者応援事業給付金」の対象となる可能性があります。

受けていません

- ④中小企業基本法で定義する中小企業であること（個人事業主を含む）
- ⑤北広島町に本社があること（個人事業主の場合は、住所）
- ⑥代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと
- ⑦今後も事業を継続する意思があること
- ⑧法令及び公序良俗に反していないこと

【申請書類】①申請書②令和2年12月～令和3年2月のいずれかの売上高がわかるもの③前年同月の売上高がわかるもの（確定申告書の写し等）④町内で対象事業を営んでいることが確認できるもの（直近の確定申告書の写し）⑤誓約書⑥請求書と振込口座の通帳の写し 等

様式は、北広島町ホームページ [頑張るきたひろしま事業者応援金](#) からダウンロードできます。